



福岡医発第 810 号 (地)

令和 5 年 6 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

令和 5 年 5 月 23 日付け保医発 0523 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) 等の一部が改正され、令和 5 年 5 月 24 日から適用された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(令和 5 年 5 月 23 日付け保医発 0523 第 4 号) の別紙 1 ページに掲載されている医療機器が区分 C 2 として保険適用されたことによるものです。(令和 5 年 6 月 9 日付け福岡医発第 732 号 (地) をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されます。

(添付資料)

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(令和 5 年 5 月 23 日付け 保医発 0523 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等

(日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第510号（保険）
令和 5 年 6 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

令和5年5月23日付け保医発 0523 第3号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、「本通知」という）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日 保医発 0304 第1号）等の一部が改正され、令和5年5月24日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和5年5月23日付け保医発 0523 第4号）の別紙1ページに掲載されている医療機器が区分 C2 として保険適用されたことによるものです（令和5年6月2日付け日医発第467号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の材料価格基準の改正につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(令和5年5月23日付け保医発 0523 第3号厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
(日本医師会医療保険課)

保医発 0523 第 3 号
令和 5 年 5 月 23 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 5 月 24 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

1 別添の第2章第2部第2節第2款C152に次を加える。

- (5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持続皮下投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セットの使用が月5個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月10個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合2回分および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月15個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合3回分および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月20個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合4回分および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。
- (6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 (略) 第2部 在宅医療 第1節 (略) 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 1～5 (略) C150～C151 (略) C152 間歇注入シリンジポンプ加算 (1)～(4) (略) <u>(5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持続皮下投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セットの使用が月5個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月10個以</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 (略) 第2部 在宅医療 第1節 (略) 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 1～5 (略) C150～C151 (略) C152 間歇注入シリンジポンプ加算 (1)～(4) (略) (新設)

上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 2 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 15 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 3 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 20 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 4 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。

(6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。

第 3 部～第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

第 3 部～第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等
(令和5年5月24日適用)

1. 非静注インフュージョンポンプ
【販売名】 ヴィアフューザー皮下投与システム (アルフレッサファーマ株式会社)

[決定区分]
区分 C2 (新機能・新技術)

[準用技術料]
C 1 5 0 血糖自己測定器加算 4 月 60 回以上測定する場合 830 点
C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ 1,500 点

[主な使用目的]
本品は「販売名：ヴィアレブ配合持続皮下注」(製造販売業者：アッヴィ合同会社)を持続皮下投与するための専用システムである。

＜関連する通知の改正＞
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日 保医発 0304 第1号)の一部改正 (令和5年5月23日 保医発 0523 第3号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1の第2章特掲診療料 第2部在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算を次のように改める。 (改正箇所下線部)	
改 正 後	改 正 前
C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持続皮下投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セットの使用が月5個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 10 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 2 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 15 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 3 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 20 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 4 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1 以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。</u> <u>(6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。</u>	C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 (1) ～ (4) (略) (新設)

(日本医師会医療保険課)